

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見）

学校人事課

令和 7 年第 1 回沖縄県議会に知事が提出した議案「沖縄県学校職員の定数条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和 7 年 2 月 4 日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第 7 条第 1 項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

1 「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」案の概要

「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」案は、県立高等学校、県立特別支援学校及び県立中学校の職員並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改正する議案である。

【改正案の内容】

沖縄県学校職員定数条例（昭和 47 年沖縄県条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表県立高等学校の項中「3,995 人」を「3,988 人」に改め、同表県立特別支援学校の項中「1,872 人」を「1,875 人」に改め、同表県立中学校の項中「56 人」を「63 人」に改め、同表市町村立小学校及び中学校の項中「11,008 人」を「11,120 人」に改め、同表合計の項中「16,931 人」を「17,046 人」に改める。

※施行日 令和 7 年 4 月 1 日

2 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童生徒数の増減等により、毎年度、学校職員定数を改めるものであることから、異議がない旨を回答した。

提出議案の概要

【教育委員会】

【議案名】

乙第 28 号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

児童生徒数の増減等により、学校職員の定数を改める必要がある。

【議案の概要】

- 1 県立高等学校、県立特別支援学校及び県立中学校の職員定数並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改める。
- 2 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年度教職員定数等

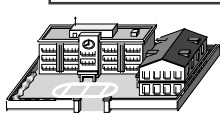
(単位:人)

区 分	R7 定数	R6 定数	増 減	増減の主な理由
1 県立高等学校	3,988	3,995	▲7	収容定員の減によるもの
2 県立特別支援学校	1,875	1,872	3	学級数の増による定数増
3 県立中学校	63	56	7	桜中学校学年増及び加配増
4 市町村立小・中学校	11,120	11,008	112	標準学級の増によるもの
合 計	17,046	16,931	115	

【説明】

教職員定数算定の基礎

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」
「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令」
「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」
「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令」



児童・生徒の数
学級数等で算定

条例定数

標準法定数

本則定数

主に生徒の収容定員や
学科等による標準法で
算出される定数



対象：校長、副校長、
教頭、主幹教諭、
教諭、養護教諭、
栄養教諭、実習助手、
事務職員

加配定数

政令定数(センター研修、
大学院派遣、初任研加
配、生徒支援加配等)によ
って措置される教職員数



対象：教諭、養護教諭等

県単定数

県単独で配置している教職員
数



対象：教諭、用務員、
学校図書館司書、調理員、
農業技術補佐員、
専攻科教諭、
専攻科実習助手、
実習船員

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の表県立高等学校の項中「3,995人」を「3,988人」に改め、同表県立特別支援学校の項中「1,872人」を「1,875人」に改め、同表県立中学校の項中「56人」を「63人」に改め、同表市町村立小学校及び中学校の項中「11,008人」を「11,120人」に改め、同表合計の項中「16,931人」を「17,046人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

児童生徒数の増減等により、学校職員の定数を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

新旧対照表

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）新旧対照表																										
改正案	現行	行																								
(趣旨) 第1条 (略) (職員の定数) 第2条 前条に規定する職員の定数は、次の表のとおりとする。																										
(趣旨) 第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第31条第3項及び第41条第1項に規定する職員の定数について必要な事項を定めるものとする。 (職員の定数) 第2条 前条に規定する職員の定数は、次表のとおりとする。																										
<table><tr><th>区分</th><th>定数</th></tr><tr><td>県立高等学校</td><td><u>3,988人</u></td></tr><tr><td>県立特別支援学校</td><td><u>1,875人</u></td></tr><tr><td>県立中学校</td><td><u>63人</u></td></tr><tr><td>市町村立小学校及び中学校</td><td><u>11,120人</u></td></tr><tr><td>合計</td><td><u>17,046人</u></td></tr></table>	区分	定数	県立高等学校	<u>3,988人</u>	県立特別支援学校	<u>1,875人</u>	県立中学校	<u>63人</u>	市町村立小学校及び中学校	<u>11,120人</u>	合計	<u>17,046人</u>	<table><tr><th>区分</th><th>定数</th></tr><tr><td>県立高等学校</td><td><u>3,995人</u></td></tr><tr><td>県立特別支援学校</td><td><u>1,872人</u></td></tr><tr><td>県立中学校</td><td><u>56人</u></td></tr><tr><td>市町村立小学校及び中学校</td><td><u>11,008人</u></td></tr><tr><td>合計</td><td><u>16,931人</u></td></tr></table>	区分	定数	県立高等学校	<u>3,995人</u>	県立特別支援学校	<u>1,872人</u>	県立中学校	<u>56人</u>	市町村立小学校及び中学校	<u>11,008人</u>	合計	<u>16,931人</u>	
区分	定数																									
県立高等学校	<u>3,988人</u>																									
県立特別支援学校	<u>1,875人</u>																									
県立中学校	<u>63人</u>																									
市町村立小学校及び中学校	<u>11,120人</u>																									
合計	<u>17,046人</u>																									
区分	定数																									
県立高等学校	<u>3,995人</u>																									
県立特別支援学校	<u>1,872人</u>																									
県立中学校	<u>56人</u>																									
市町村立小学校及び中学校	<u>11,008人</u>																									
合計	<u>16,931人</u>																									

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。